



森下 正 先生による

組合活性化

アドバイス

明治大学政治経済学 教授

森下 正 氏

中小企業支援政策と表彰制度の活用のすすめ

中小企業組合と最も関係の深い支援機関は、都道府県中小企業団体中央会である。組合関係者であれば、中央会のことは知っている。しかし、個々の中小企業による中小企業支援政策の活用状況は、決して芳しいとはいえない。ちなみに、支援政策の利用の有無について調べてみると、利用中は26.8%に留まり、過去利用（3年以内）は7.6%に過ぎず、一方で未利用は65.6%にも達している。

支援政策の利用の有無(N=526)

有	無	構成割合	数
利用中	26.8		141
過去利用(3年以内)	7.6		40
未利用	65.6		345
合 計	100.0		526

資料：明治大学政治経済学部森下正中小企業論演習室『中小モノづくり業の経営実態に関する調査』2013年10、11月より作成。

とはいえ、中小企業支援政策を活用したくても、何から手をつけていけば良いのか、あるいは如何なる支援

政策を活用できるのか、悩んでしまうことも多いはずである。

こうしたとき、最も参考になる情報源は何かといえば、経済産業省や中小企業庁が主催する各種表彰制度である。例えば、中小企業庁は毎年「はばたく中小企業・小規模事業者300社」及び「はばたく商店街30選」を選定し、その結果を公表してきた。ちなみに、「はばたく中小企業・小規模事業者300社 2016」の地域分野で、松江市の道の駅本庄企業組合、山口市の湯田温泉旅館協同組合、宮崎市のみやざき地頭鶏事業協同組合が選出された。また、「はばたく商店街30選 2016」では、振興組合（協同組合を含む）が18件も選定された。

この情報は、中小企業庁のホームページを通じて、常に公開されている。そこで、この情報を先進的な取組事例として勉強するという使い方は、誰もができる。つまり、先進事例として組合の研修会での講師や視察先を探す資料として使えるのである。しかし、事例からだけでは、具体的にどのような取組を行えば、組合と組合員が活性化し、自分達も表彰されるのかということまでは明らかにはならない。

そこで、この表彰制度の事例から学ぶだけでは

なく、各種表彰制度の審査基準や推薦基準に合致するように、組合や組合員の事業を改善、改革する取組を新たに行うのである。なお、各種表彰制度の審査及び推薦基準は、都道府県中小企業団体中央会をはじめとする中小企業支援機関から、情報を入手することができる。

ちなみに、はばたく中小企業・小規模事業者・商店街の場合、2016年の推薦及び審査基準は、「海外展開（海外市場への展開の実績、TPPを追い風とした海外事業の拡大等における卓越した取組）」「地方創生（地方創生への貢献の実績、地方創生に貢献する卓越した取組）」「わざ（他企業が追従困難な高度な技能・技術／新サービスを保有、持続可能な成長に向けた取組）」「人材（経営者等の主要な役職に適切に女性を配置し、競争性を確保、若者人材の確保等、多様な人材の活用に積極的、子育て支援等、雇用環境の改善に向けた取組）」の4分野別に審査され、その得点の高さで評価された。

つまり、上述した基準に合致する取組が今日、組合や組合員に対して求められていることであり、これら審査基準に沿った取組からまずは始めていくことが、何から手をつけていけば良いのかという悩みに対するヒントとなる。

例えば、税理士法人K会計のK所長よれば、この考え方で自身の税理士事務所が各種表彰制度に表彰されるように、事業改善と組織改革を進めてきた。すでに、経済産業省のおもてなし経営企業選、「攻めのIT経営」中小企業百選、中小企業庁のがんばる中小企業・小規模事業者300社などで、表彰されてきた。つまり、たまたま長年取り組んできたことが表彰されたのではなく、表彰されるように事業改善や組織改革を行った結果、表彰されたのである。

以上のように、各種表彰制度を活用して、新しい組合事業を展開するヒントを得て、その方向に向かって取り組んでいく。その結果が組合と組合員のためになり、かつ表彰されることになれば、組合事業を展開していく際の励みにもなっていくはずである。